

第 60 号 令和7年12月1日受理

議会運営委員会付託

件 名 県議選一票の較差を2.0倍未満にすることを求めるについて

要 旨

県議選の投票用紙を1枚もらう人と2枚もらう人がいる状態（較差2.0倍）は、明らかに憲法第14条「法の下の平等」に違反している。

2025年1月28日最高裁第三小法廷判決宇賀克也裁判官の「2.69倍は憲法違反」「公職選挙法第15条第8項ただし書の「特別の事情」を主張せず人口比定数を変更することはできない」との反対意見を無視して条例改正することはできない。

公職選挙法の目的は、「日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とする。」と定めている。過疎問題解決等は公職選挙法の目的ではない。

以上の趣旨から、千葉県議会議員一般選挙の定数及び選挙区について、一票の較差が2.0倍未満になるよう条例で定めるよう措置願いたい。